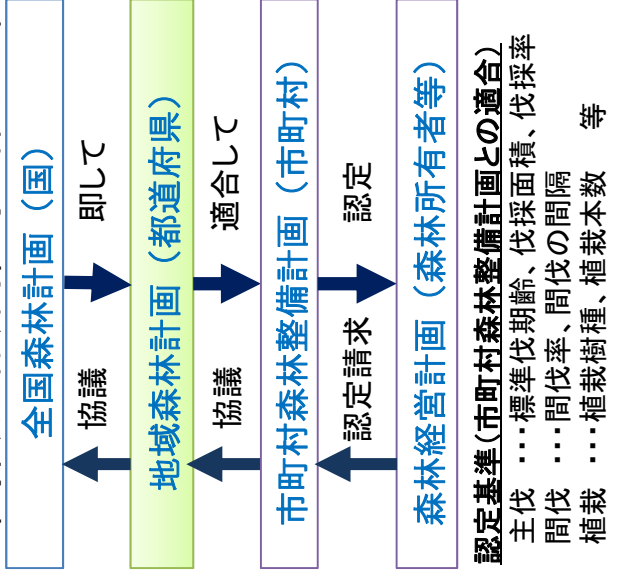


### ③全国的な視点からの公平性の確保

○森林の樹種、成長量などは地域ごとに異なるため、伐採、造林、間伐の方法等の具体的な基準については、地域森林計画及び市町村森林整備計画において決定

○これらの基準は、森林所有者等に対する伐採、造林、間伐に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制における特例や各種補助金の要件につながるものであるため、全国的な視点から一定の水準を確保することが必要

#### ■伐採、造林、間伐等に係る基準



(森林経営計画に認定された場合)  
税制の優遇、各種補助金

(市町村森林整備計画に適合しない場合)  
伐採、造林に係る勧告・命令

#### ■ 大面積の伐採事例 (適合しない場合)



## 4 都道府県による地域森林計画の策定・変更の手続き等

森林の現地調査や現地意見交換等の実施

関係機関（森林管理局・市町村等）との事前調整

地域森林計画の案の作成

公告・縦覧（おおむね30日）、関係機関への意見聴取

農林水産大臣との事前調整※

※公告・縦覧と同時実施

標準処理期間は2週間

森林審議会への諮問

農林水産大臣への協議・届出・同意

2週間以内に同意の通知  
ただし事前調整されている場合は直ちに同意の通知

計画の決定・公表

# (参考) 地方分権改革におけるこれまでの議論や改正経緯等

		勧告・措置等の概要	
日付	地方分権の動き		
H20.5.28 H20.12.8 H21.10.7	地方分権推進委員会 第1次～第3次勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との関係について、協議を廃止すべき</li> <li>同意協議を同意を要しない協議にすべき</li> </ul>	
H21.11.9	地方分権推進委員会 第4次勧告	(記載なし)	
H21.12.15	地方分権推進計画(第1次見直し) [閣議決定]	(記載なし)	
H22.6.22	地域主権戦略大綱(第2次見直し) [閣議決定]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画の計画事項である「その他必要な事項」を任意的記載事項化</li> <li>・公告縦覧期間の例示化</li> </ul>	
H23.4.22 森林法改正 (H24.4.1施行)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域森林計画の同意協議事項のうち、「林道開設延長」及び「治山事業施行地区数」を協議に改正</li> <li>○計画事項である「その他必要な事項」については任意的記載事項に改正</li> <li>○公告縦覧期間を例示化</li> </ul>	
H23.11.29 H25.3.12 H25.6.7	義務付け・枠付けの更なる見直し (第3次・第4次見直し) [閣議決定] ↓ 第3次一括法(H25.9.13施行))	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域森林計画に係る都道府県審議会の委員数の上限に係る規定を廃止</li> <li>○任意的記載事項を協議事項から届出事項に改正</li> <li>○協議の迅速化を図るため事前調整の標準的事務処理期間を設定(長官通知改正(H25.3.29施行))</li> </ul>	

# (参考)

# 多様で健全な森林への誘導

期待する機能、自然条件・立地条件等に応じた管理

H22年時点の状態

育成単層林  
(1,030万ha)

育成複層林  
(100万ha)

天然生林  
(1,380万ha)  
未立木地、竹林等も  
含む

従来の伐期で伐採・更新

長期化  
(従来の2倍程度の伐期で伐採・更新)

複層林化 (針葉樹のモザイク林)

複層林化 (針広混交林化、広葉樹林化)

更新補助 (密生した灌木の除間伐等)

必要に応じて植生の復元を図るなどの  
適切な保全管理

指向する森林の状態  
(100年後)

育成単層林  
(660万ha)

植栽

間伐

樹冠層が単一の森林として人為により成立・維持

育成複層林  
(680万ha)

樹冠層が複数の森林として人為により成立・維持

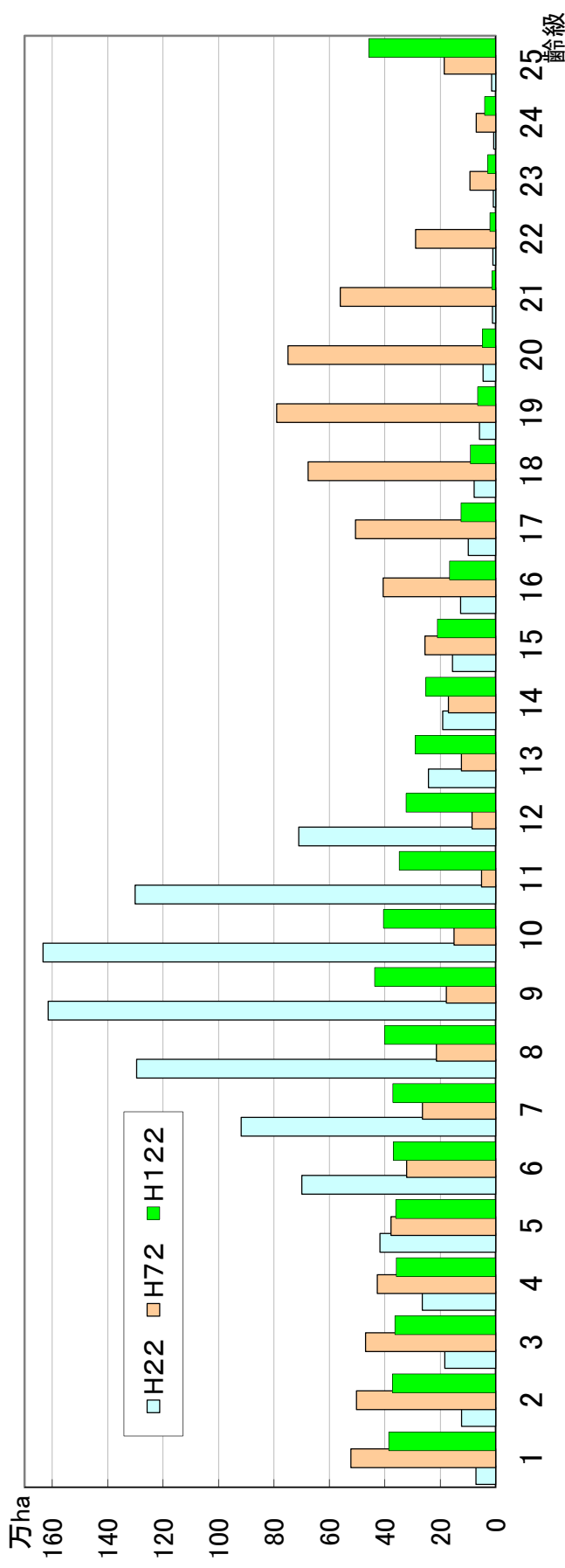
天然生林  
(1,170万ha)

主に自然散布の種子の発芽・生育により成立・維持

(森林・林業基本計画 (平成23年7月))

## (参考) 将来(50年後・100年後)における齡級構成の推計

- 森林・林業政策においては、森林の生育期間の長期性を踏まえ、収入を目的とした短期的な経済活動だけに委ねるのではなく、長期的・広域的な視点からの取組が必要
- このため、森林計画制度により、国、都道府県、市町村、森林所有者等がたてる各計画の整合性を確保する協議・同意の仕組みが必要



人工林(育成単層林)の齡級構成について、指向する森林の状態である100年後及び途中経過である50年後の齡級構成を一定の条件のもとで試算(森林・林業基本計画関係資料(H23.4.21))

## (参考) 全国森林計画と地域森林計画の関係

### ■ 全国森林計画の策定への都道府県の関わり

- 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。（森林法第4条第8号）

### ■ 全国森林計画と地域森林計画の計画量の調整手続

- 地域森林計画に関する農林水産大臣の同意は、次のとおり行う。
  - (1) 森林の整備及び保全の目標  
森林計画区における森林の構成等に応じ、全国森林計画に定められた森林整備及び保全の目標に係る留意事項を反映したものとされていること。
  - (2) 伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林の整備  
全国森林計画の広域流域ごとの計画量を森林計画区ごとに配分した数量の上下20%の範囲内であること。

ただし、全国森林計画の樹立後の経済情勢の変動等により、当該範囲を超えて定めることにつき相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

(「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(林野庁長官通知)及び「地域森林計画の樹立及び変更に係る農林水産大臣への協議等について」(林野庁計画課長通知)で規定)